

滋 水 第 1 1 5 号

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の許可の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日について、貴委員会の意見を問います。